

○豊島区児童福祉審議会条例

令和4年10月24日

条例第41号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき豊島区が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の施行に係る事項のうち、認定こども園法第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議等を行い、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第6条の4第3号に掲げる里親の認定に関する事項
- (2) 法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する意見の聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童若しくは知的障害者の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条に規定する委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するときまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 審議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に委員の互選による部会長1人を置く。
- 3 次条及び第9条の規定は、部会の会議について準用する。
- 4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(会議)

第8条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、第5条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(意見聴取等)

第9条 審議会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 3 豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年豊島区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 4 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年豊島区条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略